

## 手形貸付資金（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	手形貸付資金
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当 J A の組合員が経営する企業および個人とし、地区内に住所を有する方。</li> <li>○ 最終返済時の年齢が 76 歳未満であり、継続的な取引があり特に信用状況に不安がない方。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
お使いみち	○ 事業を営むために必要な資金とし、投機的なもの、公序良俗に反するものは対象外とします。
お借入金額	○ 原則として、必要資金の 80%以内とします。
お借入期間	○ 貸出期間は、90 日以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>【固定金利型】</b> 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>○ 金利は下記の条件により優遇いたします。 (貸出金の全部について、定期貯金を担保に差入れることにより利率を軽減いたします。) 詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>
ご返済方法	○ 期日一括返済とします。
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて 1 名以上の連帯保証人を徴します。</li> <li>○ 不動産担保は、不動産に根抵当権を設定登記させていただきます。</li> </ul>
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 J A バンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 J A 金融共済部または富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。</li> </ul> <p>富山県弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>